

山梨県公報

号外第四十八号

平成二十二年

六月二十二日

火 曜 日

目 次

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例及び山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	四
山梨県県税条例の一部を改正する条例	四
山梨県都市公園条例の一部を改正する条例	六
山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	六

条例のあらまし

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(人事課)

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 一年未満の勤務を繰り返す職員に対しても、一般の職員と同様に、失業者の退職手当として、雇用保険法の基本手当に相当する額を支給することとした。
 - (二) その他規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用することとした。
- ### 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(人事課)
- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 三歳未満の子を養育する職員から請求があつた場合、時間外勤務を免除することとした。
 - (二) 子の看護休暇の取得日数について、養育する子が二人以上の場合には年十日以内に拡充することとした。

- (三) 特別休暇として短期の介護休暇を設けることとした。
- (四) 職員の配偶者が常態として子を養育できる場合であっても早出遅出勤務ができることとした。

- 2 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行することとした。
- ### 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十号)(人事課)

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 配偶者が育児休業をしている職員等について、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができるとした。
- (二) あらかじめ育児休業等の計画書を提出している場合、最初の育児休業をした後三ヶ月以上勤務すれば再度の育児休業を取得することができることとした。
- (三) 子の出生の日から五十七日以内に育児休業をした場合、無条件に再度の育児休業を取得できることとした。

- 2 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行することとした。
- ### 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例及び山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(国保課)

- 1 国民健康保険法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正
広域化等支援方針の作成又は当該方針に定める施策の実施に要する経費に充てる場合についても、基金を処分できることとした。
 - (二) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正
後期高齢者医療広域連合に対する保険料率の増加の抑制を図るための交付金の交付についても、基金を処分できることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ### 山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(税務課)

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。
 - (一) 個人県民税
所得控除の計算方法の変更に伴い、調整控除について規定の整備を行うこととした。
 - (二) 法人県民税及び法人事業税
清算所得課税の廃止に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - (三) 県たばこ税
税率を千本につき四百三十円(旧三級品の紙巻たばこにあっては、千本につき二百五十円)引き上げることとした。

<p>(2) 手持品課税を実施することとした。</p> <p>(四) その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 この条例は、(一)については平成二十四年一月一日から、(二)及び(三)については平成二十二年十月一日から、(四)については平成二十三年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(都市計画課)</p> <p>1 小瀬スポーツ公園体育館に空調設備を設置することに伴い、空調設備の利用料金限度額を次のように定めることとした。</p> <p>体育館(本館競技場) 一時間 五千六百七十円</p> <p>体育館(別館競技場) 一時間 千七百八十円</p> <p>体育館(トレーニング室) 一時間 七百十円</p> <p>緑が丘スポーツ公園のすもう場を廃止することとした。</p> <p>3 この条例は、平成二十二年七月二十一日から施行することとした。ただし、2については、同年十月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(義務教育課)</p> <p>1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。</p> <p>(一) 三歳未満の子を養育する学校職員から請求があった場合、時間外勤務を免除することとした。</p> <p>(二) 子の看護休暇の取得日数について、養育する子が二人以上の場合には年十日以内に拡充することとした。</p> <p>(三) 特別休暇として短期の介護休暇を設けることとした。</p> <p>(四) 学校職員の配偶者が常態として子を養育できる場合であっても早出遅出勤務ができることとした。</p> <p>2 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行することとした。</p>	<p align="center">条 例</p>	<p>山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十二年六月二十二日</p> <p align="right">山梨県知事 横 内 正 明</p> <p>山梨県条例第二十八号</p> <p align="center">山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次の</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ように改正する。</p> <p>第十条第七項及び第八項中、「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十一項第四号中、「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項第一号中、「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中、「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。</p> <p align="center">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成二十二年四月一日前に退職した職員に対する新条例第十条第七項及び第八項の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十二年六月二十二日</p> <p align="right">山梨県知事 横 内 正 明</p> <p>山梨県条例第二十九号</p> <p align="center">山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の二第一項及び第二項中、「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。)」を削る。</p> <p>第八条の三第四項中、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中、「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

同じ。)をさせてはならない。

別表十二の項中、「五日」を「五日(中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日)」に改め、同表中十九の項を二十の項とし、十五の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次の一項を加える。

15 短期の介護休暇

第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他人事委員会規則で定める世話を行う場合五日(要介護者が二人以上の場合にあつては、十日)以内

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の日を山梨県職員(勤務時間、休日及び休暇に関する条例第八条の二第一項に規定する早出遅出勤務の開始日とする)のこの条例による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第八条の二第一項の規定による請求、同条例第八条の三第二項の規定による請求又は施行日以後の日を同条例第八条第二項に規定する勤務の制限の開始日とする。同条例第八条の三第三項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前において、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三十号

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第四号」の下に「及び第二十三条」を加える。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二十一条ただし書の条例で定める期間)

第二十一条の二 育児休業法第二十一条ただし書の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「(育児休業法第二十一条ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条中「第二十一条第一項」を「第二十一条第一項ただし書」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限り)」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。第二十三条において同じ。)で定める方法により養育したこと(当該職員)を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、同条第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限り)」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十九条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第二十三条中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例及び山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十一号

山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例及び山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正)

第一条 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第六条中「基金は、」の下に「国民健康保険法第六十八条の二第一項に規定する広域化等支援方針の作成又は当該方針に定める施策の実施に要する経費に充てる場合及び」を加える。

(山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正)

第二条 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(処分の特例)

2 基金は、当分の間、第七条の規定にかかわらず、法附則第十四条の二に規定する事業に係る交付金の交付を行う場合においても、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十二号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号イの表(1)中「扶養親族」の下に「(同居特別障害者である控除対象

配偶者及び扶養親族を除く。)を加え、同表(6)を削り、同表(5)中「(6)に掲げる者を除く。」を削り、同表(5)を同表(6)とし、同表(4)を同表(5)とし、同表(3)を同表(4)とし、同表(2)中「(3)を」(4)に改め、同表(2)を同表(3)とし、同表(1)の次に次のように加える。

(2) 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者 当該同居特別障害者一人につき 千二百二十万円

第二十一条第一号イの表(8)中「扶養親族(同居特別障害者である扶養親族及び」を「控除対象扶養親族(」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、同表(9)を次のように改める。

(9) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者 当該老人扶養親族一人につき 十三万円

第二十一条第一号イの表(10)を削る。

第三十条第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に、「同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号」を「又は同項第四号」に改め、同条第三項中「第二号」を「第三号」に、「第五十二条第二項第一号の二」を「第五十二条第二項第二号」に改める。

第三十一条中「第五項、第二十四項又は第二十六項から第二十八項まで」を「第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」に改める。

第三十七条第一項第一号八中「及び清算所得」を削り、同条第二項中「、同号八の清算所得は同条第五項の規定により」を削る。

第三十八条第一項第一号八中「又は清算所得」を削り、同号八の表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項中「及び清算所得」を削る。

第四十条第一項中「若しくは収入割又は清算所得に係る所得割」を「又は収入割」に改め、同項第三号中「(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第七十二条の三十一第一項」を「第七十二条の二十九第三項」に、「残余財産の確定した日」を「当該法人の当該事業年度終了の日」に改め、同号を同項第四号とする。

第四十一条中「同条同項」を「同項」に改める。

第六十八条中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

第七十三條第一項及び第二項中、「第五十三條第四十八項」を「第五十三條第四十三項」に改める。

附則第六條第一項第二号八中「租税特別措置法第十條」の下に、「(同法第十條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、「第十條の六」を「第十條の七」に改める。

附則第十二條の十一中「及び同期間内における解散(合併による解散を除く。)」による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第十二條の十五の二中「及び清算所得」を削る。

附則第十二條の十五の三中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)」による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附則第十二條の十六第一項中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條第一項第二号八の改正規定 平成二十三年四月一日

二 第二十二條の改正規定及び次條の規定 平成二十四年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二條 この条例による改正後の山梨県県税条例(以下「新条例」という。)(第二十二條の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。)

(法人の県民税に関する経過措置)

第三條 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)(若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。))が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第四條 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)(若しくは破産手続

開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散(合併による解散を除く。))による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
(県たばこ税に関する経過措置)

第五條 平成二十二年十月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)(前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。)

2 指定日前に山梨県県税条例第六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同条例第六十八條の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。))が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第六十五條第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第三十九條第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき四百三十円

二 新条例附則第十二條の十六第一項に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所(とに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第二十七号)第七項において「平成二十二年改正省令」という。))で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。))及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第六十七条第二項中「前項」とあるのは、「山梨県県税条例の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第三十二号）附則第五条第二項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第六十八条の二、第六十八条の四（第五項を除く）、第六十八条の五及び第六十八条の六の規定を除く。）を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第六十八条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第六十八条の四第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、平成二十二年改正省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十三号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一山梨県緑が丘スポーツ公園の項中「すもうち場」を削る。

別表第六第一号イ中「すもうち場等」を「洋弓場等」に改め、同号イの表すもち場の項を削り、別表第六第二号イの表体育館（本館競技場）の項摘要の欄を次のように改める。

アマチュアスポーツに係る大会等のために本館競技場の総面積の三分の一以上二分の一未満の面積を利用する場合にあつては、それぞれの利用料金の額の二分の一に相当する額とする。

アマチュアスポーツに係る大会等のために本館競技場の総面積の四分の一以上三分の一未満の面積を利用する場合にあつては、それぞれの利用料金の額の三分の一に相当する額とする。

アマチュアスポーツに係る大会等のために本館競技場の総面積の四分の一未満の面積を利用する場合にあつては、それぞれの利用料金の額の四分の一に相当する額とする。

冷暖房を使用する場合（アマチュアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合を除く。）にあつては、それぞれの利用料金の限度額に二時間当たり五、六七〇円を加算する。

別表第六第二号イの表体育館（別館競技場）の項摘要の欄を次のように改める。

スポーツ等に係る大会等のために別館競技場の総面積の二分の一未満の面積を利用する場合にあつては、それぞれの利用料金の額の二分の一に相当する額とする。

冷暖房を使用する場合（スポーツ等に係る大会等のために利用する場合に限る。）にあつては、それぞれの利用料金の限度額に二時間当たり一、七八〇円を加算する。

別表第六第二号イの表体育館（トレーニング室）の項摘要の欄を次のように改める。

冷暖房を使用する場合（体操競技等に係る大会等のために利用する場合に限る。）にあつては、それぞれの利用料金の限度額に二時間当たり七、一〇円を加算する。

附 則

この条例は、平成二十二年七月二十一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第六第一号イの改正規定は、同年十月一日から施行する。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十二日

山梨県条例第三十四号

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項及び第二項中「（学校職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。次条第二項において同じ。）」を削る。

第九条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 県教育委員会は、三歳に満たない子のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第九条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

別表十二の項中「五日」を「五日（中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」に改め、同表中十九の項を二十の項とし、十五の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次の一項を加える。

15 短期の介護休暇	<p>第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）（の介護その他人事委員会規則で定める世話を行う場合五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）以内</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の日を山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第九条の二第一項に規定する早出遅出勤務の開始日とするこの条例による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第九条の

二第一項の規定による請求、同条例第九条の三第二項の規定による請求又は施行日以後の日を同条例第九条第二項に規定する勤務の制限の開始日とする同条例第九条の三第三項の規定による請求を行おうとする学校職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番